**任意団体「五育総合研究所」会則**

**（名称）**

1. 本団体は、五育総合研究所と称する。

**（事務所）**

1. 本団体の事務所は、千葉県鎌ヶ谷市東中沢２丁目２０番１７号１０３に置く。

**（目的）**

第3条　本団体は、不登校・ひきこもりの青少年とその保護者、また教育や子育てに不安を抱えるすべての保護者に対し、教育支援活動を行う。それにより、現在の不安や問題が軽減し、地域社会や家庭内で前向きに適応していくことを目的とし、２０１１年１月１日設立する。

**（活動・事業の種類）**

第4条 本団体は、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

1. 集団での体験活動「よのなか力UP部」（社会貢献部・哲学部・料理部・登山部・広報部・写真部）で、自己肯定感やコミュニケーション力の向上を目指す。

（2）　ワークショップ・講演会・出前講座、個別教育相談・進路相談（保護者対象）

（3）　個別での学習支援・生活環境改善支援＝「マンツーマン学びなおし」

（4）　その他、目的の達成に必要な活動

**（会員）**

第5条 本団体の会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

**（入会）**

第6条 会員として入会しようとする者は、団体代表に直接申し込むものとする。

**（会費）**

第7条 金額については、理事会において別に定める。

**（退会）**

第8条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

**（役員）**

第9条 本団体に次の役員を置く。

・代表　手塚奈緒美　・副代表　馬場美幸　・監査役　柳準一　・理事　島田邦子・森智子

2役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

**（職務）**

第10条 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

**（総会）**

第11条 本団体の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

（1）会則の変更（2）解散及び合併（3）その他会の運営に関する重要事項

**（役員会）**

第12条 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関

し、議決する。

**（事業報告書及び決算）**

第13条 代表は、毎事業年度終了後１か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経なければならない。

**（事業年度）な**

第14条 本団体の事業年度は、１月１日に始まり、１２月３１日までとする。

**（事務局）**

第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

**（変更）**

第16条 この会則は、総会において、出席者の過半数以上の承認がなければ変更できない。

**附則**

この会則は、2011年1月1日から施行する。